

令和3年6月玉川村議会定例会

議事日程（第1号）

令和3年6月11日（金曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について（委員会付託）

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主事	大野恵美
------	------	----	------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	須釜信一君
企画政策課長	小針武彦君	住民税務課長 兼会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	塩田敦君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	坂本敬君
公民館長	高林浅輝君		

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人であります。定足数に達していますので、令和3年6月玉川村議会定例会を開会します。

(午前10時02分)

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

10番 三 瓶 力 君

11番 塩 澤 重 男 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月15日までの5日間に決定いたしました。

◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由の説明を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

初夏の爽やかな風が木々の緑と戯れる季節になりました。

本日ここに、令和3年玉川村議会6月定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、公私ともに何かとご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

また、ただいま長年にわたる議会議員活動に対し、栄えある自治功労者表彰の栄に浴されました飯島三郎議員、誠におめでとうございます。今後のますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さて、当面する重要な議案を提出いたしましたので、以下、そのあらましについてご説明いたしますが、それに先立ち、新型コロナウイルス感染症に対する政府や県の動きと本村の取組、村政に関する当面の諸課題等について、所信の一端を述べさせていただきます。

政府は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、5月28日に東京や大阪など9都道府県に出されている緊急事態宣言と、埼玉や千葉など5県のまん延防止等重点措置について、5月末までの期限を6月20日までに延長しております。

一方、福島県では、県内全域に発令していた非常事態宣言を期限の5月31日で解除いたしました。依然として県内での陽性患者の確認が続いており、6月いっぱい、県内における感染の再拡大防止の重点対策期間として位置づけており、宣言の解除は決して安全宣言を

意味するものではなく、今後も持続的な対策が求められております。

幸い本村ではここしばらくは、陽性患者の発生はありませんが、引き続き、お一人お一人が感染状況や感染リスクが高まる5つの場面を十分に意識した慎重な行動をとり、3密対策やマスク着用、手指消毒など基本的な感染防止対策を継続することが必要であります。

また、本村における新型コロナワクチンの接種については、村内の2医療機関のご協力をいただき、65歳以上の方を対象に、第1回目の接種を5月17日から22日までの6日間で、地区ごとに接種日を指定して実施いたしました。

私も初日に、たまかわ文化体育館での接種状況を確認するとともに、指定された日に実際に接種を受けましたが、関係者や接種を受ける方々のご協力により、落ち着いた様子でスムーズな接種ができたものと認識しております。6月7日から2回目の接種が始まっており、12日に完了できる見込みとなっております。

今後は、65歳以上の未接種者や、64歳以下の方で基礎疾患のある方を対象に個別接種を進めていくこととしており、既に回覧文書等で周知し、予約受付を開始しております。

さらに、64歳以下50歳以上の方については、65歳以上の方と同様に地区ごとに接種日を指定し、集団接種により対応することとしており、たまかわ文化体育館において、対象者等の利便性等を考慮し、それぞれ土曜日、日曜日を活用して、1回目を7月3日と7月4日に、2回目を7月24日と7月25日に実施する予定としております。

その後は、ワクチン接種を早く受けたいというニーズは高いものの、様子を見ている方やワクチン接種に慎重な方もおりますので、個人の考え等を尊重しながらも、ワクチンの供給見込み等の状況も注視し、住民の皆さんに寄り添いながら順次進めていくことにしております。

次に、今年度村が予定しております各種事業の対応につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や関係者の皆様のご意見等も踏まえるとともに、徹底した感染防止対策による安全の確保はもちろん、創意工夫を凝らしながら、どうすれば実施できるかという姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

すっかり定着いたしました花いっぱい運動は、様々な団体等の協力の下、村内全域で毎年実施しておりますが、今年度も参加団体のご協力を得ながら、例年どおり実施させていただいております。

また、村民懇談会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年度は中止としましたが、村民の皆様のご意見を直接お聴きすることができる絶好の機会であり

ますので、各区長・組長等をはじめとする地域の皆様のご協力をいただき、6月22日から7月14日までの日程で、村内11行政区で開催することとしております。

一方、村民球技大会は、関係者の意向も確認させていただき中止とし、中学2年生の国内研修事業は、来年1月に延期することを決定し、保護者にお知らせをしたところであります。

また、敬老会やたまかわ健康フェス2021、たまかわ産業まつりなどについては、感染状況等を見極めながら判断していくこととしており、玉川夏祭りについては、開催について関係団体と協議することとしております。

次に、国土交通省で計画を進めております「阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの遊水地計画」につきましては、福島河川国道事務所の主催により、5月28日と31日の2日間、村内の対象者向けの住民説明会が開催されました。示された計画内容では、その事業予定範囲が広大であり、宅地や農地等への影響は大規模になるものと思われまます。

なお、本日この件について、福島河川国道事務所の職員より、議員の皆様とともに、役場の課長補佐以上の職員も同席して、説明を受ける予定としております。

本件に対し、適時的確に対応していくためには、これまでの被災状況や今回の計画内容等について、まずは共通認識を持ち、村民の皆様へ寄り添いながら、村の将来についてしっかりと考えていくことが大切であり、職員はもとより、議員各位のご理解とご協力が不可欠でありますので、今後とも特段のご協力をお願い申し上げます。

次に、村の取り組むプロジェクト事業についてであります。交流人口と関係人口の拡大に向け、平成30年度より整備を進めてきた森の駅「yodge（ヨッジ）」が、旧四辻分校をリノベーションし、豊かな自然と多くの参加プログラムを提供する着地型の観光交流拠点として、いよいよ今年度7月18日にオープンいたします。

なお、7月16日に関係者をお招きし、村主催のオープニングセレモニーを開催する予定としております。

本事業は、玉川村に観光で訪れる方を増やし、様々な体験観光を通して、地域を少しでも知っていただきながら、田舎暮らしの良さや、人の温かさ等を感じてもらい、将来的に移住などに繋がっていくことを大いに期待をしております。

また、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくりにつきましても、国土交通省、福島県との連携を図りながら、観光交流、空き家対策、地域商業活性化などの面から事業を展開していく予定としており、今年度については、玉川村乙字ヶ滝かわまちづくり推進協議会をはじめとする関係機関や地域の方々などを対象としたワークショップ等を開催し、運営方法や活用手法を含

めた検討を進めてまいります。

また、（仮称）複合型水辺施設の改修につきましては、今年度、本施設の改修に向けた基本計画の策定を行い、民間事業者の導入に向けた市場調査や整備手法の比較検討、さらには、P F I方式の事業スキームについて、メリットやデメリット、課題やその対応策等も含め、調査研究し、令和4年度からの民間事業者募集につなげてまいります。

すがまプラザにつきましては、本年度、利用者や地域の皆様とのワークショップを開催し、すがまプラザ利活用基本構想を策定していくこととしており、行政機能も備えた職、住、遊、学の複合的な施設として、東部地区の賑わいや交流の中心、そして情報の発信の場になるよう整備してまいりたいと考えております。

現在、校舎棟を活用して行っているコワーキングスペースたまかわの実証実験では、令和2年度は11月4日のスタート時から約5か月で、延べ549人が利用し、土・日もオープンすることとした令和3年4月の利用者は300名を超えており、近隣市町村からの利用者も多く、村内外から高い関心が持たれるなど、必要とされる場となっております。

また、須釜支所を地域住民の利便性向上のため、須釜行政センターとして、校舎棟内に移設し、8月1日より業務を開始することとしております。

本年度からは、サテライトオフィスの誘致を開始しますが、それに先駆け、参加企業の協力を得ながら、現在サテライトオフィス誘致の実証実験も行っております。

これらの事業推進のための施設改修も計画しており、快適な空間での「職」機能の充実を提供できるものと考えております。サテライトオフィスで進出してくる企業と、地域の課題や地元企業をマッチングさせることで、進出企業が、地域に必要とされ、根づく企業となるように、必要とする情報や人的ネットワークの提供などきめ細やかに支援していく予定であり、IT企業を中心に誘致活動を行いながら、製造業や農業関連事業などの企業にも幅広く働きかけていくこととしております。基本的にはスタッフが常駐する常駐型オフィスとして活用する企業を中心に考えておりますが、オフィスを所有せずにシェアオフィスやコワーキングスペースを利用しながら、都市部と地方を行き来する循環型オフィスとしての活用等も柔軟に検討してまいりたいと考えております。

一方、体育館については、村体育センターを利用した団体を中心に地域に開放し、7月より地域スポーツ推進の場として活用していくこととしております。

村体育センターについては、地方創生推進事業を活用し、福島県との連携のもと、オリンピック競技でもあるBMXやスケートボードの室内パークとして整備し、10月を目途に実証

実験を開始する予定としております。両方のスポーツができる屋内パークは、県内の中通り地域では初となる施設であり、外部からの交流人口の拡大につながる事業となるよう、実証実験を通して検討を進めてまいります。

また、旧教員住宅を活用したお試し住宅事業も進め、サテライトオフィスに勤務する方を始め、玉川村に関心をお持ちの方などに移住前に仮住まいをしていただき、生活環境、交通の便、地域の方々との交流等のお試し生活を体験してもらう事業も検討し、令和4年度中をめどに開始する予定としております。

さらには、校庭を活用した「住」機能については、地域の皆様等のご意見をお聞きしながら、本年度策定する、すがまプラザ利活用基本構想において検討することとしております。東のyodge、すがまプラザ、西の乙字ヶ滝を観光交流の拠点、にぎわいの拠点として、有機的に結び成長させながら、玉川村を訪れる人や興味を持つ人という玉川村のファンづくりの取組を強化するなど、斬新な発想で本村ならではの施策を進取果敢に展開し、選ばれる村づくりを目指してまいります。

次に、これらの拠点を結ぶとともに、玉川中学校への通学路として整備を進めている村道中-16号線につきましては、立木の調査、土地の分合筆書類の整備に時間を要しておりますが、終了次第、用地の買収手続、工事の発注に向け取り組んでまいります。

次に、凍霜被害対策につきましては、4月の降霜により、果樹を中心とした農作物に被害が発生しており、被害を受けた皆様に、改めましてお見舞いを申し上げます。

村としましては、単独事業及び県の補助事業を活用して支援を行うため、必要額を6月補正予算に計上しております。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、今後も、安全で豊かな村づくりを推進し、村民一人一人が安心な日常生活が送れるよう各種施策に全力で取り組んでまいりますので、議員各位の引き続きのご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和3年6月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明をいたします。

まず初めに、報告第1号 一般会計の繰越明許費についてであります。震災対策農業水利施設整備事業、国営造成施設維持管理適正化事業、森林再生事業、緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業、社会資本整備総合交付金事業及び過年補助災害復旧事業について、令和2年度玉川村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号 農業集落排水事業特別会計の繰越明許費についてであります。農業集落排水事業玉川地区の管路整備工事について、令和2年度玉川村農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告をするものであります。

次に、報告第3号 令和2年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についてであります。四辻新田水道施設用地地質調査業務委託について、令和2年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告をするものであります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年度玉川村一般会計において、地方交付税や国県支出金等の一部に未確定のものがあり、これらが年度末に確定したため、令和2年度玉川村一般会計補正予算（第9号）に計上し、専決処分したものであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ558万1,000円を増額し、予算の総額を58億9,916万8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別交付税に係る地方交付税で6,516万7,000円を増額し、障害福祉サービス事業等に係る国庫支出金で1,337万1,000円、子ども医療費助成事業等に係る県支出金で1,077万8,000円、地域活性化基金等に係る繰入金で2,010万円、消防防災施設整備事業等に係る村債で770万円をそれぞれ減額するものであります。

また、歳出の主なものは、公共施設等整備基金積立金等に係る諸支出金で4,396万7,000円を増額し、災害廃棄物処理事業等に係る民生費で1,534万円、石川地方生活環境施設組合負担金等に係る衛生費で1,188万9,000円、森林再生事業等に係る農林水産業費で737万8,000円をそれぞれ減額するものであります。その他所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年度玉川村国民健康保険特別会計において、保険税の収納実績、県支出金、一般会計繰入金及び保険給付費の確定により、令和2年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に計上し、専決処分したものであります。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,726万7,000円を減額し、予算の総額を7億1,822万8,000円とするものであります。歳入の主なものは、国民健康保険税で13万3,000円、県支出金で1,539万5,000円、繰入金で173万9,000円を減額するものであります。歳出は、保険給付費を1,726万7,000円減額するものであります。その他所定な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求め

であります。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年度玉川村介護保険特別会計において、介護給付費財政調整交付金の額が確定したため、令和2年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第4号）に計上し、専決処分したものであります。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,283万5,000円減額し、予算総額を6億6,654万円とするものであります。歳入の主なものは、国庫支出金を691万7,000円、繰入金を753万円減額するものであります。歳出の主なものは、保険給付費を1,163万5,000円、地域支援事業費を120万円減額するものであります。その他所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものであります。

次に、議案第37号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計において、諸収入及び後期高齢者医療広域連合納付金の確定により、令和2年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に計上し、専決処分したものであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2万4,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ6,197万6,000円とするものであります。歳入は、諸収入で2万4,000円増額するものであります。歳出は、総務費を7万4,000円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金を9万8,000円増額したものであります。その他所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第38号 専決処分の承認を求めることについてであります。今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、玉川村税条例において所要の改正を行い、専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第39号 専決処分の承認を求めることについてであります。今回の改正は、地域経済牽引事業促進法の改正に伴い、玉川村税特別措置条例において所要の改正を行い、専決処分したので、地方自治法第179条第1項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第40号 専決処分の承認を求めることについてであります。令和3年2月13日発生の福島県沖地震による被災住宅修理支援事業等に要する経費について、令和3年度玉川村一般会計補正予算（第1号）に計上し、専決処分したものであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ940万9,000円を増額し、予算の総額を44億6,040万9,000円とするものであります。歳入の主なものは、特別交付税に係る地方交付税で196万4,000円、被災住宅修理支援事業に係る県支出金で744万5,000円を増額するものであります。また、歳出の主なも

のは、被災住宅修理支援事業に係る民生費で820万6,000円、たまかわ文化体育館天井等点検業務に係る教育費で120万3,000円をそれぞれ増額するものであります。これら所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第41号 玉川村行政センター設置条例の制定についてであります。令和3年8月1日から、旧須釜中学校の校舎棟内に須釜支所の機能を拡充させ、玉川村行政センターとして移転する予定としており、必要な事項を地方自治法第155条第1項の規定に基づき定めるものであります。なお、現在の玉川村須釜支所設置条例については、同日付で廃止いたします。

次に、議案第42号 玉川村観光物産協会運営資金貸付条例の制定についてであります。3月定例会に提案いたしました同条例について、ご指摘事項等を踏まえ、内容を再度検討した上で、必要箇所を修正し、再度提案するものであります。

次に、議案第43号 玉川村公告式条例の一部を改正する条例についてであります。玉川村行政センターの設置に伴い、掲示場の名称を変更するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号 玉川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上等を図るため、審査申出書への押印を不要とすることなどについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和3年度国民健康保険税についても減免の対象とし、申請期限を令和4年3月31日までとする改正を行うものであります。

次に、議案第46号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、改正するものであります。

次に、議案第47号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和3年度の保険税を課税するに当たり、医療分の基礎課税額及び後期高齢者支援金の課税額、並びに介護分の介護納付金課税額の按分率を改正するものであります。

次に、議案第48号 玉川村上水道給水条例の一部を改正する条例についてであります。

上水道未普及地域解消事業に伴う玉川村水道事業変更認可申請のため、給水区域を改正するものであります。

次に、議案第49号 玉川村上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。上水道未普及地域解消事業に伴う玉川村水道事業変更認可申請のため、給水人口及び1日最大給水量を改正するものであります。

次に、議案第50号 令和3年度玉川村一般会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3,391万5,000円を増額し、予算の総額を44億9,432万4,000円とするものであります。歳入の主なものは、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等に係る国庫支出金で1,232万9,000円、産地生産力総合対策事業等に係る県支出金で714万9,000円、緊急浚渫推進事業等に係る村債で810万円を、それぞれ増額するものであります。また、歳出の主なものは、個人番号カード交付事業等に係る総務費で584万3,000円、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業等に係る民生費で912万9,000円、産地生産力総合対策事業費等に係る農林水産業費で1,800万9,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第51号 令和3年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、令和3年度の事業費納付金の決定、並びに保険税の算定結果に基づき所要額を補正するものであります。歳入については、保険税で5,355万9,000円、県支出金で4,873万6,000円を減額し、繰越金については、前年度決算見込みで生ずる剰余金9,082万8,000円を追加計上いたします。

一方、歳出については、保険給付費で1,560万円、予備費を2万2,000円減額し、事業費納付金を415万5,000円増額いたします。その結果、歳入歳出それぞれ1,146万7,000円を減額し、予算総額を7億1,583万7,000円とするものであります。

次に、議案第52号 消防小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプ売買契約の締結についてであります。令和3年5月28日に入札を行い、仮契約をしたところであります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上提案いたしました議案について、その概要を説明いたしましたが、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、慎重審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいま説明のとおりです。

◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

6月3日までに受理した請願は、お手元にお配りしました請願文書表のとおりです。所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前10時35分）